

新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会の設置に関する要綱を次のように定める。

平成29年7月4日

高知市長 岡 崎 誠 也

新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市プロポーザル選定委員会条例（平成27年条例第33号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(契約案件)

第2条 委員会において取り扱う契約案件は、新図書館西敷地利活用事業とする。

(委員の構成)

第3条 委員会を組織する委員は、5人とする。

(庶務)

第4条 条例第9条に規定する庶務を処理する部局は、商工観光部商工振興課とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、新図書館西敷地利活用事業の委託契約の締結の日限り、その効力を失う。

(会議の招集に関する特例)

3 委員長が選任されていない場合における委員会の会議は、市長が招集するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。